

# 令和8年度子どもの学習・生活支援事業企画コンペ実施要領

この要領は、盛岡広域振興局が実施する標記事業の業務について、受託候補者を選定するコンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

## 1 業務の概要

### (1) 業務名及び数量

令和8年度子どもの学習・生活支援事業実施業務 一式

### (2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※ なお、受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部または一部を解除することがあること。

また、委託業務の契約は単年度ごととするが、県が委託業務の執行状況が良好と認めた場合は、契約は、令和8年度を基準として3年間まで継続することがあること。

### (3) 業務内容

**別添業務仕様書**のとおり

### (4) 予算

委託料 7,501千円以内（予定）の額

※ 予定の回数等に達しない場合等は、減額となることもあること。

## 2 参加者の資格要件

参加資格者は、以下に記載する参加資格の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 法人格を有すること。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格要件を満たす者であること。また、当該事業にかかる複数の共同提案の構成員となることはできないこと。
- (2) 本業務の実施について、発注者の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託

契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (8) (7)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

### 3 応募手続き等

#### (1) 提出書類

以下の書類を正本 1 部、副本 7 部提出すること。

- ① 委託業務応募申請書（様式 1）
- ② 企画提案書兼業務実施計画書（様式 2）
- ③ 応募者の組織等に関する事項調書（様式 3、ただし代替資料での提出可）
- ④ 直近の決算確定済の事業年度の決算状況（任意様式）
- ⑤ 参考見積書（様式 4）
- ⑥ その他参考となる資料

#### (2) 提出期限

令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 5 時 **必着**

#### (3) 提出方法

持参又は郵送による。

- ・ 持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）の間に持参すること。
- ・ 郵送の場合は、企画提案書在中の旨を封筒に朱書きのうえ、配達証明付書留郵便にて送付すること。

#### (4) 提出先

盛岡広域振興局保健福祉環境部保護課

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11-1（盛岡地区合同庁舎 2 階）

電話：019-629-6582

FAX：019-629-6579

電子メールアドレス BA0003@pref.iwate.jp

#### (5) 質問について

実施要領、業務仕様書、その他本委託業務に関する質問は、前項に記載の FAX 番号又はメールアドレスにおいて、令和 8 年 2 月 27 日（金）まで受け付ける。

回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、隨時、本実施要領掲載 Web ページに掲載する。なお、電話での質問は受け付けない。

#### (6) 留意事項

- ① 委託業務応募申請書（様式1）の提出者名は、受託候補者となった場合に契約の相手方となる法人名とすること。支店長、営業所長など、当該契約の相手方となる法人の代表者の代理人が提案する場合、代理人であることを明示すること。
- ② 次の各号に該当する提案は無効とすることがある。
  - ア 参加資格を有しない者又は選考委員会の開催日までに参加資格非該当となった者の提案
  - イ 本件コンペに複数の提案を行った者の提案
  - ウ 提出期限を過ぎて提出された提案
  - エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
  - オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
  - カ その他、実施要領に示す条件に違反すると認められる提案
- ③ 提出期限後の提出書類の内容を変更する行為（書換、差替、引換、再提出等）は認めない。
- ④ 提出された書類は返却しない。
- ⑤ 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。また提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- ⑥ 応募に要する経費等は応募者の負担とする。
- ⑦ 提出書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ⑧ 参加資格を有する者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

#### (7) 企画コンペ参加の辞退

企画提案書を提出した者が、企画コンペへの参加を途中でとりやめる場合には、『様式5 企画コンペ参加辞退届』を企画コンペ担当課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

### 4 受託候補者の選定方法等

#### (1) 選定方法

選考委員会を開催し、別添企画提案書審査要領に基づき、受託候補者を決定する。

#### (2) 開催日時

令和8年3月中旬頃に実施予定

選考委員会を開催する日時及び場所については、別途企画コンペ参加者に通知する。

#### (3) 開催方法

選考は、提出書類及び企画コンペ参加者によるプレゼンテーションに基づき審査するものとする。

#### (4) 選考結果

選考終了後、速やかに参加者全員に文書通知するとともに、岩手県Webサイト上で公表する。

なお、応募内容が要件を満たさない参加者には、提出期限到来後、選考の対象としない旨を文書等で通知する。

## 5 契約に関する事項

### (1) 見積書の徵収

4 で決定した受託候補者の企画提案書等を基に仕様書の詳細を協議し、契約予定価格の設定など県における所定の手続きを経た後、改めて受託候補者から見積書を徵し、契約額を決定する。

したがって、企画提案時の見積額と契約額が一致しない可能性があること。

### (2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、免除となる場合があること。

### (3) 委託料の精算

原則として事業終了後の一括精算払いとする。ただし、事業の執行計画等に応じて、委託料の 9 割以内（請求 1 回につき 1 月分を限度とする。）の部分払い、前金払いを可能とする場合がある。

## 6 留意事項

本委託事業は、令和 8 年度当初予算案が成立することを前提に進めているため、同予算成立をもってはじめて有効となること。よって、予算案が成立しなかった場合又は予算額が修正された場合には、手続きを変更又は中止することがあること。